

(別紙)

	御意見	御意見に対する考え方
1	現行では、水銀排出施設等の届出に関し、当該届出に係る水銀排出施設について、法第6条第1項等の規定に基づき届け出ている場合は、規則第9条に規定する受理書の提出により、一部の書類が省略できることとされている。(規則第10条の5) 受理書に係る規定が廃止された場合、この取扱いはどうなるのか。	御指摘の大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)第10条第5項の規定につきましては、受理書の写しの提出に代わり様式第1による届出年月日を申告することにより、引き続き一部の書類の提出を省略できるとします。
2	特定施設等の設置に当たっては実施の制限が課されており、届出者は、届出が受理された日から法に定められた日数を経過した後でなければ、届出に係る施設の設置、又は届出に係る施設の構造若しくは使用の方法若しくは処理の方法の変更をしなければならないとされている。 受理書が廃止された場合、届出者はどのように「届出が受理された日」を通知するのか。 また、電話連絡等であると行政受理された結果が残らず、受理された後に特定施設の工事着手をしたという証拠に欠けるのではないのか。	他法令においても届出義務規定が数多くあり、それらについては受理書又はこれに類似する手続に関する規定のないものも多数であると認識しております。行政手続における受理の考え方は、受理書の有無によって変わるものではなく、よって、他法令における届出手続と同様に対応することで足りると考えます。
3	受理書の廃止については、行政手続の合理化の観点から賛成だが、これに伴い、工事の実施制限(水質汚濁防止法第9条第1項等)及び計画変更の催告又は命令(騒音規制法第9条等)の期間(以下「制限等期間」という。)が不明確となり、制限等期間中であるにもかかわらず届出者が工事に着手するといった大きなトラブルが予想される。これにつき、受理書の廃止により、届出者による手段で制限等期間(始期)を周知させるのか、想定されている代替手段も含めて示されたか。 また、本改正案と直接関係ないが、水質汚濁防止法において、特定施設の構造等を変更する場合、その内容が軽微な変更か否かを問わず、一律に事前届出(同法第7条)が義務付けられているところ、瀬戸内海環境保全特別措置法では、環境省令で定める軽微な変更の場合には事後の届出(同法第8条第4項)とされていることから、水質汚濁防止法においても、軽微な変更の場合には事後の届出とする制度の創設をお願いする。 【理由・根拠】 受理書の交付理由については、水質汚濁防止法では、工事の実施制限(第9条第1項)のためとされており、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法も同様の考え方に基づくものと思われる。 一方、騒音規制法、振動規制法及び特定水道利障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(以下「水道水源特措法」という。)では、催告又は命令(騒音規制法第9条、振動規制法第9条及び水道水源特措法第15条)の期間を明示するためと考えらる。	他法令においても届出義務規定が数多くあり、それらについては受理書又はこれに類似する手続に関する規定のないものも多数であると認識しております。また、行政手続における受理の考え方は、受理書の有無によって変わるものではなく、よって、他法令における届出手続と同様に対応することで足りると考えます。 水質汚濁防止法に係る御要望につきましては今回の意見公募の対象ではございませんが、今後の参考とさせていただきます。
4	届出の受理日は、受理書の交付をもって明らかにされるので、計画変更等の命令が行われる期間(工事実施制限期間)の起点として、事業者と合意するための通知が必要であると考える。 また、行政手続の合理化の観点から受理書を廃止するとしているが、受理日の通知がなくなることでかえって混乱を来すと考える。また受理書の代替として、例えば、事業者へ受理日を電話等により連絡することなどを促すのであれば、受理書を廃止する意味は薄いと考える。	他法令においても届出義務規定が数多くあり、それらについては受理書又はこれに類似する手続に関する規定のないものも多数であると認識しております。また、行政手続における受理の考え方は、受理書の有無によって変わるものではなく、よって、他法令における届出手続と同様に対応することで足りると考えます。 また、仮に代替手段として電話等により届出者へ受理日の連絡を行う場合であっても、受理書という文書を公的に発行する手続に係る作業と電話をかける作業を比較した際、一般的には後者がより負担が軽いものと考えます。
5	以下、2点の理由により、受理書は廃止すべきではない。 1 届出の事実確認としての受理書の必要性 届出を怠った場合の罰則規定があるため、確かに届出をしたという行政の証明が必要であると考える。事業者も証明を必要としており、受理書を廃止したとしても、受理書以外の証明方法を用意することになり、事務の合理化にはつながらない。 また、届出は行政指導や処分等の根拠となることから、行政と事業者双方の認識を共有するという意味でも受理書は必要であると考える。 2 届出の内容確認としての受理書の必要性 実務的には届出の取受後、審査を経て受理となる。受理書は届出内容に問題がなかったことを証明する意味がある。届出の押印が不要となったこともあり、悪質な事業者が虚偽の届出書を作成し、審査済みと主張する可能性があり、受理書を廃止することにより法の適正な運用が妨げられる恐れがある。	他法令においても罰則のある届出義務規定が数多くあり、それらについては受理書又はこれに類似する手続に関する規定のないものも多数であると認識しております。環境省としては、そうした他法令の規定も踏まえ、都道府県等に対し法令により受理書の交付を一律に求めることは手続の合理化の観点から適切でないかと判断したものです。 なお、虚偽の記載をして届出を行ったものについては、虚偽の届出により罰則が適用される可能性があります。
6	規則から受理書の様式を廃止するに当たっては、受理書以外の様式について様式番号のズレが生じないようにしてもらいたい。 (既存の受理書以外の様式の様式番号が変わると、行政側の内部手続きが面倒なため。)	法令全体の規定とのバランスから条ずれも必要な改正のため、御理解と御協力をいただきたいと思います。
7	大気汚染防止法第10条第2項等において「都道府県知事は(略)届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。」とされており、自治体は平成9年(1997年)9月24日付け環大発第232号及び環水規第309号の環境庁通知に基づき、工事実施制限期間の短縮措置を講じ、その旨届出者に通知している。 また、通知の方法については、平成24年(2012年)3月30日付け環水大発第120330003号、環水大発第120330004号及び環水大発第120330017号の環境省通知において、口頭等で実施制限期間短縮を伝えることは通知がなされていないものと整理されていることから、本来としては文書による通知が必要であると承知しているところである。 今般の改正により受理書が廃止された後も、実施制限短縮に係る文書通知の発生し、行政手続きの合理化につながるから、実施の制限に係る規定の見直し又は実施制限期間の短縮措置に係る通知は文書等によらず可能である旨をお示しいただきたい。	平成24年3月30日付け環水大発第120330003号、環水大発第120330004号及び環水大発第120330017号の環境省通知は、口頭等での通知を否定するものではないので、規定の見直し、実施制限期間の短縮措置に係る通知等は考えておりません。
8	(1) 受理書の廃止 受理書についての廃止については、容易に受理についての確認が行えるのであれば、不可ではないと考えるが、求められれば行うようにする、程度のものである方がよいのではないかと考えられた。 手続の書類が提出された場合において、そこでその意思表示があれば、受理書の交付を行う(指定されたメールアドレスへの電子メールの送信などでも不可ではないと考える。)が良いのではないかと考えた。 (2) 光ディスクによる手続 光ディスクによる提出を可能とする事については賛成であるが、提出書については、手続行方者、あるいは公務所又は公務員の、印章又は署名がある方が、(刑法における印章又は署名がある書類の法的に特段の扱いが発生するために、)より公正が守られるようになるので望ましいように思われた。	受理書の廃止については賛成する御意見として承りました。なお、本改正は国が法令により都道府県等に対し一律に受理書の交付を義務付けることを廃止するものであり、都道府県等が任意に受理書又はこれに類するものを交付することを妨げるものではありません。 光ディスクによる手続については、光ディスクを提出する際に添付する提出書に係る押印又は署名は不要と考えております。
9	水質汚濁防止法施行規則第2条等について、現行案では光ディスクによる手続きについては1枚が良いが、書面で提出する場合には2部提出を求められているように読める。 今回の改正の趣旨が電子化対応や行政手続きの合理化というところから、光ディスクによる提出の場合に1枚であることは当然であると思うが、一方で書面による提出する場合に2部求められることは非合理的と思う。そもそもなぜ2部必要なのか。	いただいた御意見は今回の意見公募の対象ではございませんが、書面による手続の合理化についての今後の検討の参考とさせていただきます。
10	(1) 受理書の廃止について 今後の行政手続については、ペーパーレス化が加速することが想定される。 行政では、これまで環境法令に基づく届出については、届出者より正本・副本各1部ずつ提出してもらい、受理書と副本を返却する手法で対応している。今回、受理書が廃止されると届出者に対する行政が受理したことを証するものとしては、副本のみとなる。 今後の行政手続においてペーパーレス化を促進するにあたり、現在の受理書を発行する形式を継続し、受理書に届出られた情報等の記載を行い、届出者へ受理書のみの返却できる手法を残していただきたい。その結果、届出者側も届出情報の管理が容易になると考えられる。 (2) 光ディスクによる手続 自治体のサーバはメールについては一定のセキュリティ対策が講じられていますが、個々の光ディスクによる手続を行う際は、コンピュータウイルス対策の検証を行う必要があるため、十分な猶予期間を規定していただきたい。	受理書の廃止に関する御意見につきまして、本改正は国が法令により都道府県等に対し一律に受理書の交付を義務付けることを廃止するものであり、都道府県等が任意に受理書又はこれに類するものを交付することを妨げるものではありません。 光ディスクによる手続に関する御意見につきまして、現状においても多数の法令により光ディスクによる各種書類の提出が可能になっていると認識しており、特に猶予期間は不要と考えます。